

－要介護認定とサービス利用について－

申請

介護（予防）サービスを利用したい場合は、要介護認定の申請が必要になります。
本人または家族の方が役場窓口で申請するほか、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、介護保険施設、成年後見人などに代行してもらうこともできます。

主治医意見書と認定調査票の作成

主治医意見書作成のために主治医の診察を受けます。
調査員が自宅を訪問して心身の状態を調査し、認定調査票を作成します。

認定

揃った書類をもとにコンピューターで一次判定を行います。その後介護認定審査会で審査・判定されます。認定結果は町から郵送で通知され、認定結果通知書と介護保険証が届きます。申請から認定まで、およそ1ヶ月半くらいの期間がかかります。

ケアプランの作成

地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、施設等で担当ケアマネジャーを決めて、ケアプランを作成してもらいます。

サービスの利用

ケアプランに基づき、その要介護度等に応じて、以下の様なサービスが利用できます。

訪問サービス	訪問介護	(ホームヘルプ)
	訪問入浴介護	
	訪問看護	
	訪問リハビリテーション	
	居宅療養管理指導	
通所サービス	通所介護	(デイサービス)
	通所リハビリテーション	(デイケア)
福祉用具・住宅	福祉用具貸与	(車いす、特殊寝台、歩行器等)
	福祉用具購入	(腰掛け便座、入浴補助用具等)
	住宅改修	(手すり取付け、段差解消等)
施設サービス	短期入所生活（療養）介護	(ショートステイ)
	認知症対応型共同生活介護	(グループホーム)
	介護老人福祉施設 ※	(特別養護老人ホーム)
	介護老人保健施設	(老人保健施設)
	介護医療院	

※介護老人福祉施設は原則要介護3以上の方に限り入所できます。ただしやむを得ない事情があり、県や町の意見を受けた上、適当であると認められた場合には、特例的に入所できる場合もあります。

- ・認知症や知的障害、精神障害等により日常生活に支障を来す症状が頻繁に見られる
- ・深刻な虐待等により心身の安全・安心の確保が困難
- ・単身世帯等、家族等の支援が受けられず、地域での介護サービス等の供給も不十分以上のような事情です。

介護予防・生活支援サービス事業対象者としてのサービス利用

訪問型（ホームヘルプ）、通所型（デイサービス）を週1～2回利用したい場合、要介護認定を受けずに、簡単なチェックリストや状態確認の調査等により、『事業対象者』として申請から短期間で利用することができます。

地域包括支援センター

地域包括支援センターは、介護保険申請の代行や介護に関する相談への対応のほか、高齢者の様々な相談にも対応しています。お気軽にお問い合わせください。

町社会福祉協議会内 電話0173-22-3918